デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく

公正取引委員会中長期計画

2018年６月21日

2020年３月27日改定

2022年８月31日改定

2022年10月21日改定

公正取引委員会行政情報化推進委員会

# 基本事項

## 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定。以下「重点計画」という。）の策定を受け、公正取引委員会におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

公正取引委員会は、競争政策において中核的な役割を果たしているところ、企業活動のグローバル化、経済のデジタル化など、ますます急速に変化する新しい時代における競争政策に求められるのは、自由で公正な競争の障害となる原因を排除することなどにより、イノベーションを促進する環境を整えていくことであり、かかる競争政策を遂行していくためには、公正取引委員会の行政の在り方もデジタル化を前提に見直していくことが求められている。本計画においては、重点計画に基づいて必要な情報システム整備等を行い、公正取引委員会における行政手続のオンライン化を推進すること等により、デジタル社会の実現に資することを目的とする。

## 現状と課題

ア　手続オンライン化

重点計画において、法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組むこととしている。

公正取引委員会においても、所管する法令に基づく手続のうち、国が受け手となる申請等に係る57手続については、電子メール又は公正取引委員会ホームページシステムによる簡易な受付機能を利用し、令和２年度末までにオンラインによる受付を可能としたところであるが、現時点ではまだまだ非オンラインによる申請等が多い実態にある。

今後はこれらに加え、企業結合審査に係る手続、独占禁止法違反事件審査に係る手続及び下請法違反事件に係る手続等については、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るべく、必要に応じて令和４年度（2022年度）に予定している公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充等を図ることとしている。これにより申請者等がオンラインでの申請等を利用しやすくし、もって広範な情報を効率的に収集・整理することを可能とするなど、公正取引委員会の事務の効率化を図る必要がある。

イ　ガバメントソリューションサービスへの移行

行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（パーソナルコンピュータやネットワーク環境）を提供するサービスである「ガバメントソリューションサービス」（以下「ＧＳＳ」という。）の提供の準備がデジタル庁において進められているところである。

現在、公正取引委員会における通常業務の遂行において必要な機器、ネットワーク等は、公正取引委員会が独自に調達し、運用・保守を行っており、ユーザー（職員）からの問い合わせについても、情報システム部門の職員が他の業務の合間に対応しているという実態にある。ユーザー（職員）へのきめ細かなユーザーサポートを提供するとともに、情報システム部門職員をユーザー（職員）からの問い合わせへの対応業務から解放し、情報システムの適切な運用及び公正取引委員会の業務のデジタル化の推進等に注力させるため、ＧＳＳへの移行を検討する必要がある。

ウ　審査情報解析システム

デジタル化の進展に伴い、公正取引委員会が独占禁止法違反被疑事業者に対する立入検査等において収集する証拠に占める電子証拠の比重は高くなっており、収集した電子証拠の解析や職員による証拠のレビュー等を行う審査情報解析システムの重要性はますます高まっている。

今後更に増加する電子証拠を効率的にレビューして審査業務の更なる効率化を図るため、職員による証拠のレビューを支援するＡＩソフトウェアの活用を検討しているところ、現状では当該ソフトウェアを導入するためのシステムリソースが十分ではない。

また、事業者が保有するデータの容量は年々増加の一途を辿っており、そのようなばくだいな量の、極めて機密性の高いデータを保存する審査情報解析システムを、令和７年度に予定されている公正取引委員会の庁舎移転に伴い、安全に移動させることは、極めて大きな検討課題である。

## 計画目標

ア　手続オンライン化

令和４年度までにオンラインによる受付を可能とした手続について、令和５年度においては総受付件数のうちオンラインによる受付割合の目標を30％とする。令和５年度以降の状況については、更改後の公正取引委員会ホームページシステムの稼働状況を見て改めて目標設定を検討する。

ＫＰＩ：令和５年度のオンラインによる受付割合：30％

イ　ガバメントソリューションサービスへの移行

デジタル庁等と必要な調整を行った上で、移行対象となるサービスの選定、必要なシステムリソースの洗い出し等の調査検討を行い、令和７年度に予定している公正取引委員会の庁舎移転のタイミングに合わせ、公正取引委員会内ネットワーク等をＧＳＳに移行する。

移行を機に、ユーザー（職員）のＩＴリテラシーの向上にも取り組み、これらにより、ユーザー（職員）からの情報システム部門への問い合わせ件数を減少させる。

ＫＰＩ：移行後のユーザー（職員）からの情報システム部門への問い合わせ件数の減少

ウ　審査情報解析システム

現行の審査情報解析システムは令和２年度から運用を開始し、令和７年３月にリース期限の満了を迎える予定であるところ、令和７年度に公正取引委員会は庁舎移転を予定していることから、それまではリース期限を延長するなどして現行システムの運用を継続し、庁舎移転時には、現行システムを新庁舎に安全に移転し稼働させる。

また、現行システムを新たな審査情報解析システム（次期システム）に更改する際には、職員による証拠のレビューを支援するＡＩソフトウェアの導入等に必要なシステムリソースの洗い出し等の調査検討を行った上で、当該ソフトウェアを搭載した新しいシステムを導入する。

ＫＰＩ：庁舎移転時の現行システムの移転を、データ消失等を起こさぬよう安全に実施する。

ＫＰＩ：ＡＩソフトウェアを搭載した新たな審査情報解析システムへの更改を実施する。

# デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づく見直しの実施

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、独占禁止法の公示送達の規定（独占禁止法第70条の８）について電子的な掲示も可能となるように見直す。

なお、見直しに当たっては、デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）と調整を行い、見直しの方針を「一括見直しプラン」に基づく各見直し工程表に記載し、これに沿って見直しを実施する。

## デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、令和２年度時点での運用等経費及び改修経費のうちのシステム改修に係る経費を令和７年度までに３割削減することによるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、ＰＭＯに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、ＰＭＯにおいて実施状況を監理する。

## 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつＰＭＯにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、ＰＭＯ・ＰＪＭＯの推進体制の強化を図る。

以上